平成２１年（フ）第１４７３号
仙台市太白区鈎取４丁目23番20号
債務者　井上　信一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８８号
仙台市宮城野区福室５丁目10番33号　コーポ高砂７
債務者　引地　　学
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９１号
宮城県塩竈市花立町19番32号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０３号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目35番地６
債務者　八木　経司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３１号
仙台市泉区向陽台１丁目17番10号　ヒルトップ向陽台102
債務者　佐藤　孝洋
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３２号
仙台市青葉区愛子東３丁目５番11号
債務者　中川　剛志
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８０号
宮城県塩竈市向ケ丘19番10号
債務者　谷藤　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢130番地９　ダイヤモンドムーン301号
債務者　千葉　裕司
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
茨城県ひたちなか市大字高場548番地　マルフクコーポ505号
債務者　加藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９５号
神戸市灘区赤坂通７丁目５番６号赤坂荘１階北、前住所神戸市灘区桜ヶ丘町３番18―206号
債務者　法本　達寛
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４２号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―1208号
債務者　戸倉　正輝
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５１号
神戸市北区若葉台２丁目９番８号、前住所京都府長岡京市下海印寺上内田56番地15
債務者　藤井　良子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５４号
神戸市兵庫区下祇園町34番５号西端文化２階
債務者　久井　宗峰
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７５号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅72号棟315号、前住所神戸市中央区海岸通２丁目１番１―310号
債務者　堀田　香苗
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１０号
神戸市北区西大池２丁目22番17号、従前の住所神戸市北区花山東町２番19―502号
債務者　田中香緒里
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３６号
神戸市須磨区中落合１丁目１番411―302号
債務者　中部　正明
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番５号　シティ南武庫205号
債務者　南場　正広
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係